(先行技術調査業務規程)

術調査業務に関する規程 (以下「先行技術調第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技 同様とする。 ばならない。これを変更しようとするときも、 業務の開始前に、特許庁長官に届け出なけれ 査業務規程」という。)を定め、先行技術調査

は、経済産業省令で定める。 先行技術調査業務規程で定めるべき事項

(業務の休廃止の届出)

術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又第三十九条の八 特定登録調査機関は、先行技 特許庁長官に届け出なければならない。 定めるところにより、あらかじめ、その旨を は廃止しようとするときは、経済産業省令で (登録の取消し等)

第三十九条の九の特許庁長官は、特定登録調査 号のいずれかに該当するときは、その第三十 り消さなければならない。 れたときは、その第三十九条の二の登録を取 の規定により登録調査機関の登録を取り消さ ついて第三十九条において準用する第三十条 機関が第三十九条の二の登録を受けた区分に 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各

止を命ずることができる。 て先行技術調査業務の全部若しくは一部の停 九条の二の登録を取り消し、又は期間を定め

この節の規定に違反したとき。

十九条の規定による命令に違反したとき。 を受けたとき。 八条第三号に該当するに至ったとき。 不正の手段により第三十九条の二の登録 第三十九条の十一において準用する第十 第三十九条の十一において準用する第二

金曜日

第三十九条の十一特許庁長官は、次の場合には その旨を官報に公示しなければならない。 準用する第二十一条の規定による届出が 第三十九条の八の規定又は次条において 第三十九条の二の登録をしたとき。

平成 16年6月4日

三 前条第一項若しくは第二項の規定により 項の規定により先行技術調査業務の全部若 第三十九条の二の登録を取り消し、又は同 しくは一部の停止を命じたとき

> 第三十九条の十一 報処理業務」とあるのは、先行技術調査業務. 九条、第三十一条第一項及び第三十五条中、情 第三十九条の十一において準用する第十八条 のは「第三十九条の四、第三十九条の五及び と、第十九条の二第二項中「前三条」とある 号中「前二号のいずれか」とあるのは、前号」 準用する。この場合において、第十八条第三 第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第 と読み替えるものとする。 十五条の規定は、特定登録調査機関について (第一号を除く。)」と、第二十一条、第二十 二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三 第十八条(第一号を除く。)、

「、登録調査機関又は特定登録調査機関」に改の停止の命令」を加え、又は登録調査機関」を九条の九第二項の規定による先行技術調査業務 調査業務」に改め、「命令」の下に「又は第三十 第四十四条中「又は調査業務」を「若しくは

は第三十九条の十一」を加え、同条に次の一号条第二号及び第三号中「第三十九条」の下に「又録調査機関又は特定登録調査機関」に改め、同第四十五条中「又は登録調査機関」を「、登 を加える。

Д ず、又は虚偽の届出をしたとき。 第三十九条の八の規定による届出をせ

( 独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部

第五条 独立行政法人工業所有権総合情報館法 うに改正する。 (平成十一年法律第二百一号)の一部を次のよ

題名を次のように改める。

報・研修館」に改める。 権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情 第一条及び第二条中「独立行政法人工業所有独立行政法人工業所有権情報・研修館法

総合情報館」を 独立行政法人工業所有権情報・ の工業所有権に関する業務に従事する者に対す 及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他 その他の工業所有権に関する情報の収集、整理 を行うこと」を「、審査及び審判に関する文献 「等を収集し、及びこれらを閲覧させること等 研修館」に、「「情報館」」を「「情報・研修館」」に、 館」に改め、同条中「独立行政法人工業所有権 る研修を行うこと等」に改める。 第三条の見出し中「情報館」を「情報・研修

> 館」を「情報・研修館」に改める 第四条から第八条第一項までの規定中「情報

第五号とし、同号の次に次の二号を加える。 号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条 管し、並びに」に改め、同条第五号を同条第八 を「及び審判」に、「保管し、及び」を「及び保 列し、並びに」に改め、同条第二号中 、審判」 第十条中「情報館」を「情報・研修館」に改 同条第一号中「陳列し、及び」を「及び陳

六 工業所有権に関する情報システムの整備 及び管理を行うこと。

る業務に従事する者に対する研修を行うこ 特許庁の職員その他の工業所有権に関す

第十条第二号の次に次の二号を加える。 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要

研修館」に改める。 ら第十四条までの規定中「情報館」を「情報・ 第十一条第一項及び第三項並びに第十二条か な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 に関する情報の活用の促進を図るため必要 前三号に掲げるもののほか、工業所有権

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

該各号に定める日から施行する。 附則第六条の規定 公布の日

いずれか遅い日 の規定
公布の日又は平成十六年四月一日の 手続等の特例に関する法律第十四条から第十 の改正規定及び第三条中工業所有権に関する 規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項 六条までの改正規定並びに附則第四条第一項 第一条中特許法第百九十五条第七項の改正

三 第三条の規定 (前号に掲げる改正規定を除 (特許法の改正に伴う経過措置) 規定 平成十六年十月一日 く。)及び第五条の規定並びに附則第四条 (第 項を除く。)、第五条、第八条及び第九条の

施行後にした特許を受ける権利若しくは特許権 の承継又は専用実施権の設定に係る対価につい 十五条第四項及び第五項の規定は、この法律の |条 第一条の規定による改正後の特許法第|

設定に係る対価については、なお従前の例によ る権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の て適用し、この法律の施行前にした特許を受け

2 適用しない。 新案登録出願に係る実用新案登録については、 条の二の規定は、この法律の施行前にした実用 第一条の規定による改正後の特許法第四十六

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定 (実用新案法第五十四条第 案登録出願について適用し、この法律の施行前 にした実用新案登録出願については、なお従前 案法の規定は、この法律の施行後にする実用新 六項の改正規定を除く。)による改正後の実用新

律の改正に伴う経過措置) (工業所有権に関する手続等の特例に関する法

第四条 第三条の規定による改正後の工業所有権 の認可の申請についても、同様とする。 条ただし書第三号に掲げる規定の施行前におい 第一項の登録を受けようとする者は、附則第一 特例法」という。)第九条第一項又は第三十六条 て準用する場合を含む。)の規定による業務規程 第二十二条第一項 (新特例法第三十九条におい ても、その申請を行うことができる。 新特例法 に関する手続等の特例に関する法律 (以下「新

2 を受けたものとみなす。 行日」という。)に新特例法第九条第一項の登録 けている者は、同号に定める日 (以下「一部施 有権に関する手続等の特例に関する法律(以下 行の際現に第三条の規定による改正前の工業所 「旧特例法」という。)第九条第一項の指定を受 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施

3 てについて同条第一項の登録を受けたものとみ 六条第二項の経済産業省令で定める区分のすべ 受けている者は、一部施行日に新特例法第三十 行の際現に旧特例法第三十六条第一項の指定を 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施

相当の規定によってしたものとみなす。 あるものは、新特例法又はこれに基づく命令の 法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定が 旧特例法又はこれに基づく命令の規定によって した処分、手続その他の行為であって、新特例 前二項に定めるもののほか、一部施行日前に